

ごみ処理の長期広域化・集約化計画について

1. 経緯

- H 9.5 環境省→各都道府県宛通知「ごみ処理の広域化計画の策定について」
- H11.3 県において一般廃棄物処理広域化計画を策定
 - ・市町村を県北・中部（熊本市）・県南の3ブロックに分け、ブロック内に整備されているごみ処理施設を集約し、広域処理を目標としたもの
- R 6.3 環境省→各都道府県宛通知「長期広域化・集約化計画の策定について」

2. R6 環境省通知概要等

H9 通知以降ごみ処理の広域化は一定の成果を上げてきたが、通知から25年以上が経過し、状況が大きく変化していることから、今回改めて長期的な広域化・集約化計画の策定を県に求めるもの

- ・計画策定主体：都道府県
- ・計画期間：R32年度（2050年度）まで
- ・策定期限：R9年度（2027年度）まで
- ・概要：300t/日以上のごみ焼却施設の設置が望ましい
ブロック毎にごみ処理広域化・集約化協議会を設立
- ・検討対象：ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設の他、可能な範囲でそれ以外の施設も検討対象とする

3. 広域化の目的

- 施設の大規模化で建設コストの低減が可能。
（50t/日規模の施設に対し300t/日規模の施設は建設トン単価が約6割。）
- 効率的な施設整備による維持管理コストの低減が可能。
- 人口減少に伴うごみ排出量の減少や作業員など担い手不足への対応が可能。
- 施設の大規模化による省エネルギー化、発電時にエネルギー回収効率の向上が可能。

（参考）循環型社会形成推進交付金*の嵩上げの対象になる可能性あり。

*市町村等が行う一般廃棄物処理に係る施設整備事業等に国が交付

4. 方針案と今後の予定

- 県内を複数のブロックに分け、ブロック毎に施設を集約し、効率的かつ持続可能なごみ処理を目指す。（ブロック割は別紙案1～3のとおり）
- ※災害時に孤立する可能性がある天草、人吉球磨地域は各1ブロックとする。
（案1～3共通）
- 令和6年度に各市町村等に計画素案を示し、3案からコスト等を踏まえ1案に絞ることを合意。
- 令和7年度策定予定の熊本県廃棄物処理計画に盛り込み、5年毎に見直しを図る。

ブロック区割り案について(案1)

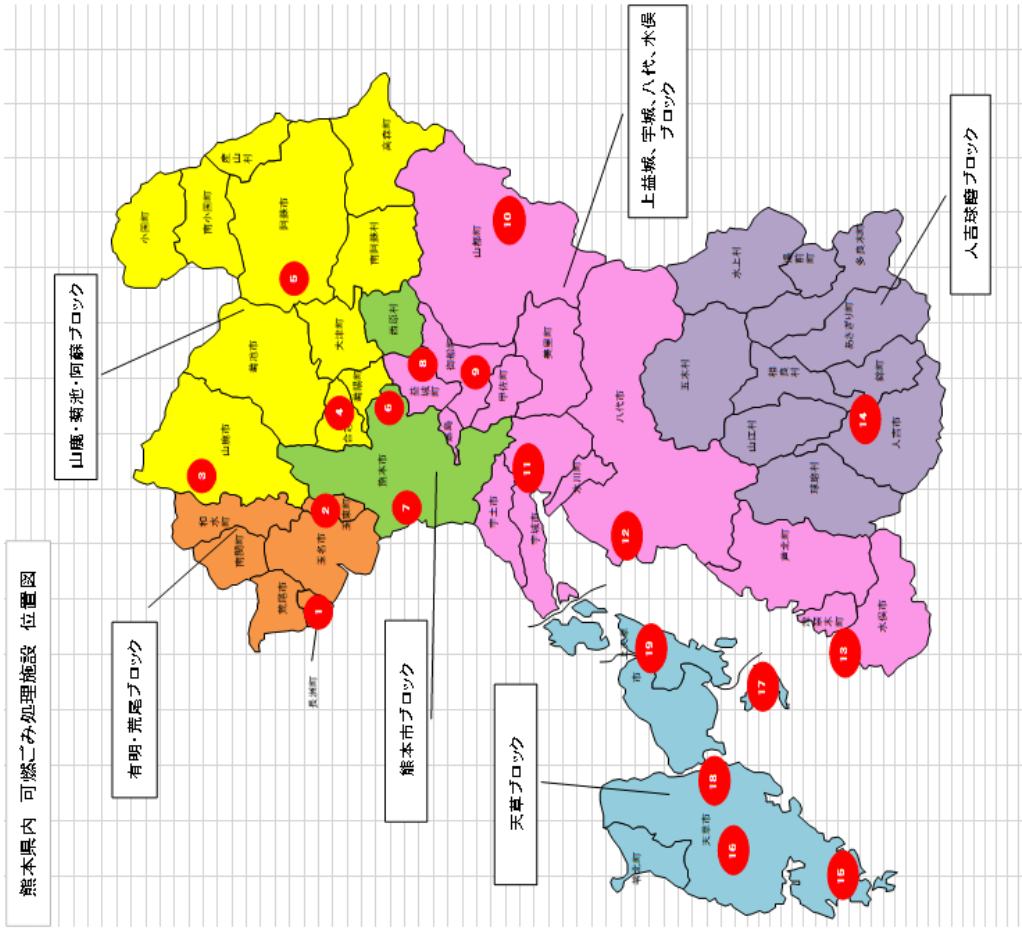
● 案1～案3共通

→災害時に孤立する可能性がある天草地域及び、人吉球磨地域は各1ブロックとする。

● 案1

・全6ブロック

- ・各市町村等が現時点で計画している施設整備計画の**延長線**として作成。
- ・有明・荒尾ブロックで施設を集約する際、循環型社会形成推進交付金の交付率高上げの条件を満たさない。



ブロック区割り案について(案3)

● 案1～案3共通

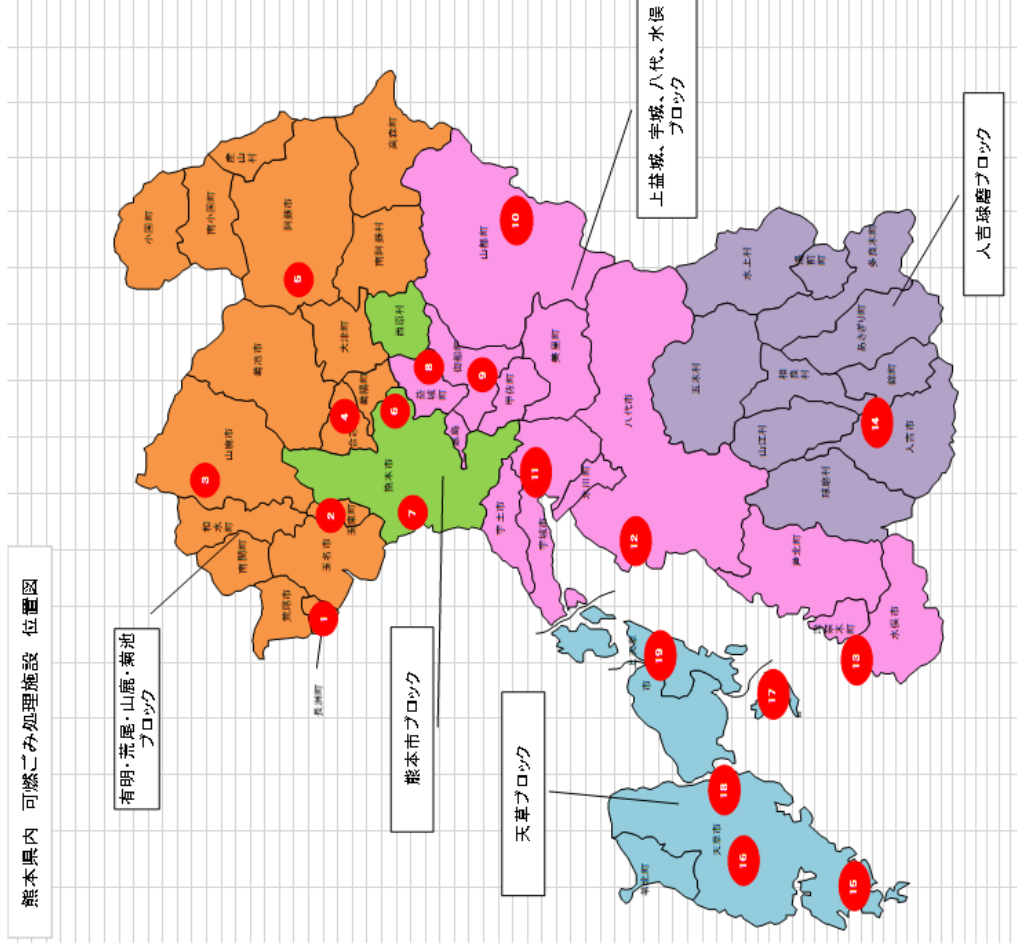
→災害時に孤立する可能性がある天草地域及び、人吉球磨地域は各1ブロックとする。

● 案3

・全5ブロック

・各市町村等が現時点で計画している施設整備計画の**延長線**として作成。

・有明・荒尾ブロックと山鹿・菊池ブロックを最終的に統合することで、循環型社会形成推進交付金の交付率嵩上げの条件を満たす。



案 1

(メリット)

- ・各市町村の現計画の延長線であるため理解が得られやすい。
※5年毎に計画を見直すので、その都度市町村の要望を取り込む。
- ・早期の合意及び計画策定により、直近の天草広域連合の整備計画に交付金の嵩上げが実現する可能性あり。

(デメリット)

- ・有明の統合及び有明・荒尾の統合について交付金の嵩上げの対象にならない。

案 2

(メリット)

- ・県北地区の計画が2箇所とも交付金の対象となる。

(デメリット)

- ・熊本市の現計画を変更する必要が生じる。
※熊本市は本来であればより長く使用できた施設を早めに廃止することになる。
- ・現計画の変更により合意形成が困難になる可能性がある。

案 3

(メリット)

- ・各市町村の現計画の延長線であるため理解が得られやすい。
※5年毎に計画を見直すので、その都度市町村の要望を取り込む。
- ・有明・荒尾・山鹿・菊池の統合が交付金の嵩上げの対象になる。

(デメリット)

- ・有明の統合について交付金の嵩上げの対象にならない。
- ・県北についてブロック面積が他案よりも比較的大きいので距離、交通網の点で運搬コストが大きくなる。